

九州の食輸出協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当協議会は、九州の食輸出協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 豊かな自然環境に生まれ、九州、沖縄及び山口（以下、「九州等」という。）は農林水産物・食品（以下、「食品等」という。）産業の盛んな地域であるが、少子高齢化による国内需要の減少、担い手の高齢化や後継者不足といった構造的な課題に直面している。食品等産業が地域で生き残るためには海外需要の開拓は不可欠である。しかし、九州等の食品等産業は中小規模の生産者（以下、「生産者等」という。）が多く、自ら海外への販路拡大、輸出実務等を行うことが難しく、輸出を断念する者が多く存在する。地域に拠点を置く商社（以下、「地域商社」という）が連携し、上記課題を解決し、生産者等とともに九州等の食品等の輸出を推進することを目的として協議会を設置する。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、各社の相互協力により、以下の事業を行う。

- (1) 海外への販路拡大
- (2) 生産者等と地域商社との円滑な情報共有のためのプラットフォーム整備
- (3) 生産者等に対して輸出相談窓口
- (4) 生産者等に対して地域商社の紹介及び地域商社に対して生産者等の紹介
- (5) 対象国への輸出拡大を目的とした国内外での展示会への出展
- (6) 会員間での連携や会員と生産者との連携による新商品開発・輸送・販売等の共同事業
- (7) 上記事業に付帯する事業

第2章 組 織

(会員)

第4条 協議会の会員は、正会員、賛助会員及び無料会員とする。

- 2 正会員は、協議会の目的に賛同し、協議会の活動を推進する九州等に拠点を置く中小・中堅の地域商社、または生産者等であって他社の商品を共に輸出する商社機能を有する中小企業とする。なお、中小企業とは、中小企業基本法で規定する中小企業者とする。
- 3 賛助会員は、協議会の目的に賛同し、九州等に拠点を置く法人、団体、個人とする。
- 4 無料会員は、協議会の目的に賛同し、九州等に拠点を置く法人、団体、個人とする。
- 5 各会員の種別及び入退会、会費に関する手続等については、別に定めるところによる。

(権利)

第5条 正会員は、総会における表決権、協議会事業を提案する権利及び協議会事業のサービスを楽しむ権利を有する。

- 2 賛助会員は、協議会からのサービスを楽しむ権利を有する。なお、賛助会員は、第1項の行為において、正会員の支援及び援助に繋がる場合は、正会員と協働した第1項の行為に参加することができる。
- 3 無料会員は、別に定めるサービスを楽しむことができる。

(入会)

第6条 協議会に新たに正会員として入会しようとする者は、会長宛に入会申し込みを提出するものとし、会長は直ちに理事に報告し、理事全員の承認を得た場合のみ入会を認めるものとする。

- 2 協議会に新たに賛助会員として入会しようとする者は、入会申し込みを提出するものとし、会長の承認を得た場合のみ入会を認めるものとする。
- 3 協議会に新たに無料会員として入会しようとする者は、入会申し込みを提出するものとし、事務局の承認を得た場合のみ入会を認めるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は入会できない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
 - (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる

者

- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費規則により、会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 協議会を退会しようとする正会員・賛助会員は会長、無料会員は事務局へ、退会届を提出して任意に退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会による全会一致により、当該会員を除名することができる。

- (1) 協議会の規約等に違反した場合
- (2) 協議会の名誉を傷つけ、または協議会の目的に反する行為を行った場合
- (3) 会員の既存の取引、販売促進行為を妨害した場合
- (4) 第6条第4項各号の一に該当する場合

(役 員)

第10条 協議会には、理事ならびに監事を置く。

- 2 理事のうち、1人を会長、2人以内を副会長とする。
- 3 会長及び副会長は、理事の互選により定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が長期不在のとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会計を監査すること。
 - (2) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- 7 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会の開催)

第11条 総会は、必要に応じ、会長が招集する。

2 総会の運営は議長が行うものとし、会長がこれに当たる。

3 総会の決議は、正会員の2/3以上をもって決する。なお、正会員の委任がある場合は、代理人が出席し、決議に参加することができる。また、必要に応じて書面表決をもって決議することを可能とする。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、一般社団法人九州経済連合会に置き、会員の連携・協力のもと事務を行う。

(意見の聴取)

第13条 協議会が必要と認めるときには、協議会員以外の者に総会への出席を求めることができる。

(関係機関との事業提携)

第14条 協議会は、第3条に定める事業の実施にあたり、関係各所と事業提携し、円滑かつ効果的な運営を行う。

第3章 事業の実施及び会計

(事業計画等)

第15条 第3条に定める事業の実施に当たり、事務局は事業計画及び予算を作成し、あらかじめ総会の承認を得るものとする。

(事業期間)

第16条 協議会の事業期間は毎年4月1日から3月31日とする。但し、初年度は2020年1月28日から2020年3月31日とする。

(決算報告と承認)

第17条 事務局は、事業が終了した時点で、事業毎に証拠書類を添付した収支報告書を作成し、監事による検査を受けた上で、総会に決算報告を行い、承認を得る。

2 協議会の会計年度は4月1日から3月31日までとする。

(書類の保管)

第18条 協議会は、会計記録及び証拠書類を整理及び保管する。

第4章 雑 則

(秘密の保持)

第19条 会員、会員以外の者及び協議会の各社に所属する者は、協議会の活動により知り得た秘密を漏洩してはならない。ただし、既に公知又は公用の情報については除外する。

(規約の変更)

第20条 本規約の変更は、正会員の全会一致によるものとする。ただし、運営上緊急を要するときは、会長が決することができる。この規定により決した時は、会長は、事後すみやかに会員に報告し、その承認を受けなければならない。

(その他)

第21条 本規約に定めのない事項については、会長が定めるものとする。

附 則

本規約は令和2年1月28日から施行する。

附 則（令和2年6月15日）

本規約は令和2年6月15日から施行する。

附 則（令和6年6月18日）

本規約は令和6年6月18日から施行する。